◇**出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律**（法律第七四号）（法務省）

1　高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）に伴う在留期間の上限を設けないこととした。（第二条の二第三項関係）

2　上陸の手続に係る規定の整備

㈠　別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする場合は、第七条第一項第二号に掲げる条件に適合しないものとした。（第七条第一項第二号関係）

㈡　入国審査官は、㈠の登録を受け、かつ、上陸の申請に際して個人識別情報を提供している外国人が上陸のための条件に適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日その他の事項を電子計算機に備えられたファイルに記録することができるものとし、この場合においては、上陸許可の証印をすることを要しないこととした。（第九条第四項関係）

㈢　法務大臣は、別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者であること、個人識別情報を提供していることなど所定の要件を満たす者が、㈡の記録を受けることを希望するときは、その旨の登録をすることができるものとした。（第九条第八項関係）

㈣　㈢の登録をする場合には、当該外国人に対し、特定登録者カードを交付することとし、同カードの記載事項、有効期間等に関する規定を整備することとした。（第九条の二関係）

3　船舶観光上陸許可に係る規定の整備

㈠　入国審査官は、法務大臣が指定する旅客船（以下「指定旅客船」という。）に乗っている外国人乗客が、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、本邦の出入国港において下船する都度当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間三〇日（本邦内の寄港地の数が一である航路に就航する指定旅客船に乗っている外国人にあっては、七日）を超えない範囲内で上陸することを希望する場合において、当該指定旅客船の長等から申請があったときは、船舶観光上陸を許可することができるものとした。（第一四条の二第一項関係）

㈡　入国審査官は、指定旅客船に乗っている外国人乗客が、三〇日を超えない期間内において、数次にわたり、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、㈠と同様の条件で上陸することを希望する場合において、当該指定旅客船の長等から申請があったときであって、相当と認めるときは、その旨の船舶観光上陸の許可（以下「数次船舶観光上陸許可」という。）をすることができるものとした。（第一四条の二第二項関係）

㈢　㈠又は㈡の許可に係る手続及び当該許可の取消し等に関する規定を整備することとした。（第一四条の二第三項～第九項関係）

4　高度専門職の在留資格をもって在留する者に係る所属機関等に関する届出に関する規定を整備することとした。（第一九条の一六関係）

5　高度専門職の在留資格の変更の特則に関する規定を整備することとした。（第二〇条の二関係）

6　高度専門職の在留資格の取消しに関する規定を整備することとした。（第二二条の四第一項第六号関係）

7　特定登録者カード等の携帯及び提示に関する規定を整備することとした。（第二三条関係）

8　退去強制に関する規定の整備

㈠　船舶観光上陸許可書に記載された期間を経過して本邦に残留する者等を退去強制事由に加えることとした。（第二四条第六号、第六号の二及び第六号の三関係）

㈡　入国警備官は、退去強制令書の執行に関し必要がある場合には、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるものとした。（第五二条第七項関係）

9　短期滞在の在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持するものが、指定旅客船で出国し、一五日以内に再入国するときは、原則として再入国許可を受けることを要しないこととした。（第二六条の三関係）

10　報告の義務に関する規定の整備

㈠　本邦に入る指定旅客船の長は、当該指定旅客船に数次船舶観光上陸許可を受けている者が乗っているときは、当該指定旅客船が出入国港に到着する都度、直ちに、その者の氏名その他の事項をその出入国港の入国審査官に報告しなければならないこととした。（第五七条第四項関係）

㈡　本邦の出入国港から出発する指定旅客船の長は、当該出入国港の入国審査官の要求があったときは、船舶観光上陸の許可を受けた者がその指定旅客船に帰船しているかどうかを報告しなければならないこととした。（第五七条第六項関係）

㈢　入国審査官が必要があると認めるときは、本邦に入る航空機を運航する運送業者その他の者に対し、当該航空機が出入国港に到着する前に、当該航空機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品等に関する事項を報告することを求めることができるものとし、報告を求められた者は、当該報告をしなければならないこととした。（第五七条第八項及び第九項関係）

11　法務大臣は、2の㈢の登録又は再入国の許可に関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官に事実の調査をさせることができるものとした。（第五九条の二第一項関係）

12　特定登録者カードの交付を受けるときの手数料を政令で定めることとした。（第六七条の二関係）

13　罰則について所要の規定を整備することとした。（第七〇条第一項第七号、第七号の二、第七二条第二号、第七六条第一号、第二号及び第七七条第二号関係）

14　別表第一の整備

㈠　高度専門職の項を加え、高度専門職第一号の在留資格をもって在留する外国人が行うことができる活動として、高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う一定の活動であって我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるものを、高度専門職第二号の在留資格をもって在留する外国人が行うことができる活動として、第一号の活動を行った者であってその在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う一定の活動を規定することとした。（別表第一の二の表関係）

㈡　投資・経営の項を経営・管理の項とし、経営・管理の在留資格をもって在留する外国人が行うことができる活動の規定を整理することとした。（別表第一の二の表関係）

㈢　人文知識・国際業務の項を削り、技術の項を技術・人文知識・国際業務の項とし、技術・人文知識・国際業務の在留資格をもって在留する外国人が行うことができる活動の規定を整理することとした。（別表第一の二の表関係）

㈣　留学の在留資格をもって在留する外国人が行うことができる活動に中学校又は小学校等において教育を受ける活動を加えることとした。（別表第一の四の表関係）

㈤　特定活動の在留資格をもって在留する外国人が行うことができる活動の規定を整理することとした。（別表第一の五の表関係）

15　この法律は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇**確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二一四号）（厚生労働省）

一　確定拠出年金法施行令の一部改正関係

企業型年金の掛金の拠出限度額を引き上げることとした。（第一条関係）

二　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令について、一と同様の改正を行うこととした。（第二条関係）

三　この政令は、平成二六年一〇月一日から施行することとした。